

委託業務仕様書

1 業務名

広島市職員共済組合第3期データヘルス計画に基づく各種作成及び保健指導業務

2 業務の概要

令和4年度の保健事業の評価及び令和5年度の対象者抽出、通知書に必要なデータベースを構築し、第3期データヘルス計画に基づく保健事業実施のための分析及び対象者抽出等を行うものとする。

3 業務内容

委託者（以下「甲」という）が受託者（以下「乙」という）に提供するレセプトデータ及び特定健診データを用い、精度の高いデータベースを構築する。

その上で、甲が閲覧できる環境を提供するとともに、データ分析等を実施する。

また、これに付随する、通知書作成及び保健指導の実施を行う。

なお、事業の都合で業務内容の一部について実施しない場合があり、その際には費用は発生しない。

(1) データベースの構築

甲が提供する令和5年4月～令和6年12月診療分レセプトデータ及び令和4年度～令和5年度の特定健診データを用いて、甲自らが閲覧できるデータベースを令和6年6月末までに構築し提供すること。

ア 提供するファイルの種別及び形式

データベース構築に当たり提供するファイルの種類及び形式は次のとおり。契約締結時点で提供できないデータについては、甲より随時提供を行う。

ファイルの種別	ファイルの形式
レセプト電子データ	社会保険診療報酬支払基金から提供される形式
特定健康診査結果ファイル	XML形式
被保険者データ	CSVデータ
外字フォントファイル	EUDC.tteファイル

イ データベースの構築要件

- レセプトデータの投薬状況・検査状況等に基づき、診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）とレセプトに記載されている傷病名を正しく結び付け、より正確な分析が可能なデータベースであること。
- レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料など）を正しく結び付け、傷病名ごとに分解された医療費を算出することも含め、精度の高いデータベースを構築すること。また、傷病名欄に記載があっても、診療行為から判断し、実際には治療されていない傷病名を集計することのないようにすること。
- データベースの内容は、時々に変動しない再現性を確保されたものであること。そのため、必要十分な医療関連情報により構成されたマスタ情報を整備し、一定の計算処理フローで集計すること。
- データベースの内容は、最新の医療情報に基づく計算処理の結果であること。そのため、マスタ情報は、常に最新情報であるよう、月1回以上の頻度で必要なメンテナンスが行われていること。
- データベースの内容は、必要な正確さを確保されたものであること。そのため、マスタ情報は、医療機関などにおける十分な活用実績があり、また、一般に認められた権威のある第三者により定量的に評価されていること。
- 本業務が途中で停滞することのないよう、データベースは、第三者の権利を侵害しない、また、侵害する恐れのない方法で構築すること。
- レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を3%未満とすること。

ウ データベースの機能要件

構築するデータベースは、以下に記載する対象者抽出、レポート作成及び効果検証等ができること。
各要件、基準値及び抽出項目については甲と協議の上決定すること。

(ア) 「糖尿病等重症化予防事業候補者」のリスト作成

下記の①もしくは②の条件を満たす者（透析は除く）を保健指導対象者とし、抽出できること。

①HbA1cが6.5%以上または空腹時血糖が126mg/ml以上かつ、BMIが25以上の者

②HbA1cが6.5%以上または空腹時血糖が126mg/ml以上かつ、収縮期血圧が140以上
又は拡張期血圧が90以上の者

(イ) 「生活習慣病治療効果停滞者改善アプローチ対象者」の抽出及び効果検証

「生活習慣病治療中かつ健診結果に異常値がある者」を対象者とし、抽出できること

対象者（甲が前年度に実施した者を含む）に対して甲が実施した事業の効果検証ができること。

(ウ) 「健診異常値放置者受診勧奨事業対象者」の抽出及び効果検証

「特定健診受診後、異常値があるにも関わらず医療機関受診が確認できない者」を対象者とし、抽出できること。

対象者（甲が前年度に実施した者を含む）に対して甲が実施した事業の効果検証ができること。

(エ) 「ジェネリック医薬品差額通知対象者」の抽出及び効果検証

甲が指定する条件で効果検証が実施できること。

(オ) 乳がん・子宮がんの分析

組合員、被扶養者別の治療患者数及び一人当たり医療費が算出できること。

(カ) 事業所別の分析

生活習慣病の状況等について甲の事業所別に分析ができること。

(2) 対象者リスト及び通知書の作成

ア 「生活習慣病治療効果停滞者改善アプローチ対象者」の対象者抽出

（年1回、実施予定時期：令和6年7月）

対象者を抽出し、リストを作成すること。

イ 「健診異常値放置者受診勧奨事業」の対象者抽出、通知書作成及び封入、封緘

（年1回又は2回、実施予定時期：令和6年7月及び12月）

通知書を作成し、封入・封緘すること。

通知書の内容については発注者と協議の上作成すること。

発注予定数量 500 人（前後する場合がある）

ウ 「ジェネリック医薬品差額通知」の対象者抽出、通知書作成及び封入、封緘

（年1回又は2回、実施予定時期：令和6年9月及び2月）

通知書を作成し、封入・封緘すること。

通知書の内容については発注者と協議の上作成すること。

一回当たり発注予定数量 1,200 人（前後する場合がある）

(3) 糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導の実施

委託業務仕様書別紙「糖尿病性腎症重要化予防に係る保健指導仕様書」へ記載のとおり。

(4) 第3期データヘルス計画の実施に係る支援

乙はデータベースを用いた、第3期データヘルス計画実施の為の分析及等の助言や支援を行うこと。

4 セキュリティ体制

データベースの作成を行う作業場のセキュリティ対策については以下のとおりであること。

- (1) 作業場の分割
データ入力を行う場所、リストアップを行う場所等、作業を行う場所を分けて管理すること。
- (2) 入退管理の徹底
作業場への入室には指紋認証等の入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できること。
- (3) データ持ち出しの禁止
私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。
- (4) データ保管場所の施錠
受領したデータは保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

5 成果物の様式及び納品方法

成果物を電子データで納品する場合は、電子記録媒体にて(DVD)納品する。

その際の形式は、WordもしくはExcelもしくはPowerPointによる形式で作成する。